

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 22.02 項	飲料	第 22.02 項の果実又はナットのジュースで香味付けした飲料に含まれる果実又はナットのジュースの最大含有量は、最終製品の全容量の 25%であることを明確化。
第 29 類	「麻薬及び向精神薬の一覧表」	国際麻薬統制委員会 (INCB) が作成するリストの内容を踏まえ物質名の記載を更新するとともに、CAS 番号を追加。
第 29.37 項	ステロイドホルモンの構造類似物	ステロイドホルモンの構造類似物で許容される環の縮小及び拡大を明確化。
第 29.41 項	抗生物質	抗生物質と抗菌薬の違いを明確化。
第 30.03 項 第 30.04 項	医薬品	医薬物質を含有する飼料用に供する種類の調製品について、その物品が本来の飼料用に供する種類の調製品の性格を有している場合は第 30.03 項及び第 30.04 項から除かれることを明確化。
第 95.05 項	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品	第 95.05 項の祝祭用品の範囲を明確化。

主な改正の概要（令和7年9月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS番号	品目	概要
第 0210.99 号	加熱調理した鶏肉の粉末	鶏肉をひき、加熱による調理をし、噴霧乾燥した後に25キログラム入りの袋詰めにした物品について、肉の調製品ではなく、肉の粉として第 0210.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1701.99 号	球状の砂糖	80%以上の砂糖と、コーンスター、精製水から成る、直径 0.5 から 0.8 ミリメートルの球状の物品について、砂糖菓子ではなく、活性物質の担体である砂糖として第 1701.99 号に分類（通則 1、3 (b) 及び 6）。
第 2005.51 号	さやを除き熱処理した緑豆	生の緑豆の皮を剥き、オーブンで焼いた物品について、乾燥した豆ではなく、豆の調製品として第 2005.51 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2005.99 号	サクサクした軽いスナック	ひよこ豆の粉、青えんどう、黄えんどう、黒豆等から成るスナックについて、ペーカリー製品ではなく、豆の調製品として第 2005.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3824.99 号	男性用脱感作スプレー	重量比 9.6% のリドカインを活性成分として含有する 12 グラムのポンプスプレー入りの物品について、医薬品ではなく、化学調製品として第 3824.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3824.99 号	鉱物油用マーカー	視認できない識別マーカー、少量の炭化水素（鉱物油）及び微量の染料から成る色付きの液体について、着色料ではなく、化学調製品として第 3824.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8415.90 号	エアクーラー	熱交換ブロック、電動機付きファン、作動媒体のコレクターシステム、凝縮水排水システム等を金属製の本体に格納したもので、冷却装置を内蔵していない物品について、エアーコンディショナーの部分品として第 8415.90 号に分類（通則 1（第 16 部注 2 (b)）及び 6）。
第 8473.30 号	中央処理装置 (CPU) 冷却システム	ファン、ヒートシンク等から成る CPU 冷却システムについて、ファンではなく、自動データ処理機械の部分品として第 8473.30 号に分類（通則 1（第 16 部注 2 (b)）及び 6）。
第 8479.10 号	アスファルト材料輸送車両	受入ホッパー、オーガーミキサー付きの中間ホッパー、コンベヤ等から成る自走式の機械について、荷卸し用の機械や涅和機ではなく、固有の機能を有する機械として第 8479.10 号に分類（通則 1、3 (c) 及び 6）。
第 8543.70 号	光療法用の装置	家庭又は美容施設等で使用されるように設計された

主な改正の概要（令和7年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		光療法用の偏光を照射する機器について、医療機器ではなく、電気機器として第 8543. 70 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8705. 40 号	自走式コンクリートミキサーローリー	キャビン及びシャシで構成され、コンクリート混合ドラムやリフティングアーム等から成る作業機器が恒久的に取り付けられた物品について、混合機ではなく、コンクリートミキサー車として第 8705. 40 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8716. 90 号	空気ばね	ゴム製ベロー、鋼板、プラスチック製ピストンから成り、セミトレーラーの懸架装置の部品として使用される物品について、ゴム製品ではなく、セミトレーラーの部分品として第 8716. 90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8716. 90 号	空気ばね	ゴム製ベロー、鋼板、鋼製中間リングから成り、セミトレーラー又はバスの懸架装置として使用される物品について、ゴム製品ではなく、セミトレーラーの部分品として第 8716. 90 号に分類（通則 1、3 (c) 及び 6）。
第 9018. 19 号	電子血圧計	血圧及び脈拍を自動測定するもので、家庭で使用するように設計された物品について、医療用の機器として第 9018. 19 号に分類（通則 1、3 (b) 及び 6）。